総社市税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月31日

総社市長 片 岡 聡 一

総社市規則第12号

総社市税条例施行規則の一部を改正する規則

総社市税条例施行規則(平成17年総社市規則第40号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中様式の表示に下線が引かれた様式(以下「移動様式」という。)を当該移動様式に対応する同表の改正後の欄中様式の表示に下線が 引かれた様式とする。

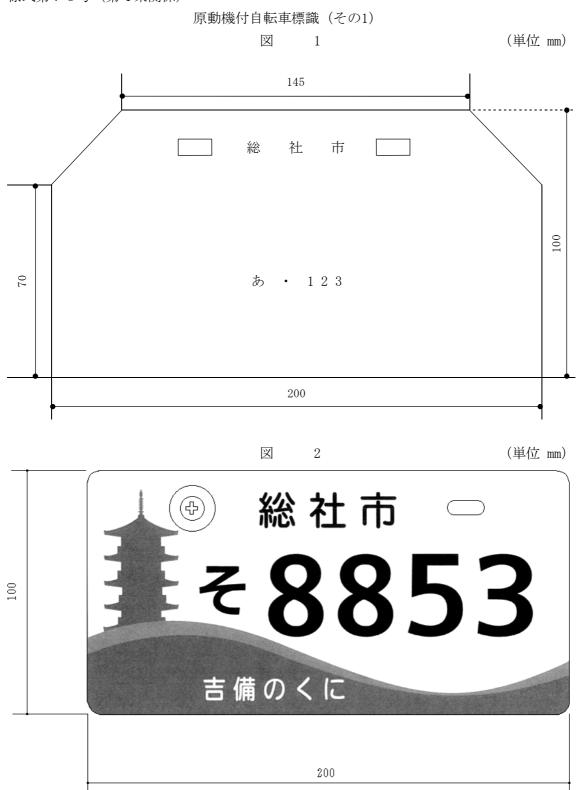
改 正 後	改 正 前
様式第37号の2 (第4条関係) (別紙のとおり)	様式第37号の2(第4条関係) 略
様式第70号(第4条関係) (別紙のとおり)	様式第70号(第4条関係) 略
<u>様式第74号(第4条関係)</u> (別紙のとおり)	様式第74号(第4条関係) 略

附則

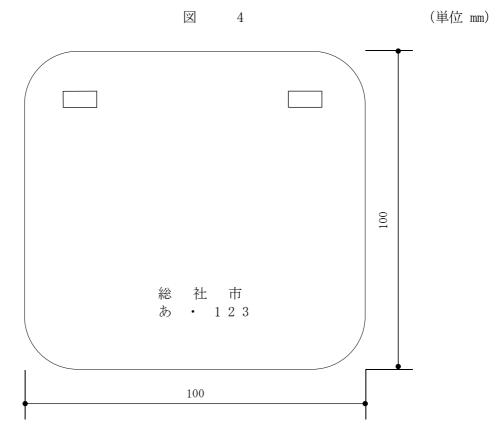
この規則は、令和5年7月1日から施行する。

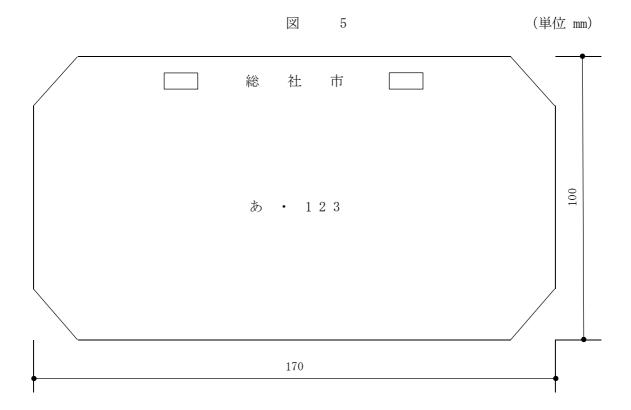
					軽自	動車移	色種 別 領	割 減	免	申請	書				
	総社	上市長			様								年	月	日
					申請	務者)	所(所在								
							<u>名(名</u>								
							本障害者等 休障害者等						()
	(身体障害者等減免のみ記入のこと) 個人番号又は法人番号														
四八街 ケ × 1 は 広 八 街 万															
4	W 4-1 -1	一工丛夕	tr:1 ht	A a	\41 (1. 10 VL 0	1 12 10 11	14 A H	- <i>h</i>)	> > >	~ H ===	= 1 -1	<u> </u>		
		「税条 「	列第				とおり市	祝の演					とす。		
減免	種	1 124	<u>. </u>		機付自	1			<u>_</u>	軽 自	動	車	4 ±Δ	- :	2輪の
申請	別 1種 1種 (一般) (特定)				2種 乙	2種 甲	ミニカー	2輪		3輪	4 輔乗用			小	型自動車
四月	車両	新番号 为	ては標	識番号				車	名						
軽	年		度	別			年度	税	額						円
自動	主	たる	定	置場	総社市	ĵ									
車等	使	用	目	的											
	住	所			•										
	氏	名					月	日				年	月	日	
身体	手巾	長番号					寸年月	日				年	月	日	
障 害	障	害名					り程。	度	A級					項症 款症	
者 等	□ V	上記いません		こついて	て, この1	車両以外に	こ自動車程	兑種別	割又	ては軽し	自動車	税種	別割の	り減免	を受けて
	口 社						ときは, 。 意します。		害者	当手帳	等の記	載内	容に~	ついて	,総社市
	住		所					氏			名				
自動	免	許 証	(D)			年	免許証の種			新 新					
車		交付年月日				年 月 日			光計並り性						
運転		免許証の 有効期限				年 月 日			免許証の番号						
者		免許証の						身体	障領	害者等	との				
	条	条件				1		続			柄				
家族	友運 車	云使		通 通園・	勤通学	週平均0	の通勤・通	園・追	重学	• 通院	日数				日
	場 á y記フ		3	通通生	院業	(生業の	り場合はこ	の欄~	へ具	は体的に	記入	のこ	と)		
()ナ オ	<u> </u>					<u> </u> 	宝市: 在	≟∕r ∋∵r	#∡ □	与 新 击 3	公廷山	生 分	P4只见		(公山(山 , 山)

- (注意) 1 申請の際は、身体障害者手帳等、運転免許証、軽自動車税種別割納税通知書(納付書) を提示のこと。
 - 2 種別,家族運転の使用目的は該当の所を○で囲むこと。
 - 3 1人の身体障害者等について自動車税種別割又は軽自動車税種別割のどちらか1台のみで減免を受けることができます。









(備考)

- 1 標識番号は、上段に市名を、下段に平仮名文字及び4桁の数字をもって表示するものとし、上位の数字が有効数字でない場合は、直径1センチメートルの点を表示する。
- 2 標識は金属製とする。
- 3 標識の地の塗色は、次による。
- (1) 総社市税条例第82条第1号アの原動機付自転車にあっては、白色
- (2) 総社市税条例第82条第1号イの原動機付自転車にあっては、薄黄色
- (3) 総社市税条例第82条第1号ウの原動機付自転車にあっては、薄桃色
- (4) 総社市税条例第82条第1号エの原動機付自転車(ミニカー)にあっては,薄青 色
- (5) 総社市税条例第82条第2号イの小型特殊自動車にあっては、薄緑色
- 4 標識の種類は、次による。

原動機付自転車 図:

- 図2(総社市税条例第82条第1号エの原動機付自転車は除く。)
- 図3(総社市税条例第82条第1号エの原動機付自転車は除く。)
- 図4(総社市税条例第82条第1号アの原動機付自転車の うち,道路運送車両の保安基準(昭和26年運輸省令 第67号)第1条第1項第13号の6に規定する特定小型 原動機付自転車)

小型特殊自動車 図5

- 5 標識番号の塗色は、濃紺色とする。
- 6 図2の絵柄の塗色は、次のとおりとする。
- (1) 五重塔, 丘陵は灰色とする。
- (2) 稜線は赤色とする。ただし、総社市税条例第82条第1号ウの原動機付自転車にあっては黒色とする。
- (3) 吉備のくにの文字を表示し、白色とする。
- 7 図3の絵柄の塗色は、次のとおりとする。
- (1) 目は濃紺色とする。
- (2) 耳と尾については灰色とする。
- (3) 雪舟の里の文字を表示し、濃紺色とする。

様式第74号(第4条関係)

	. 2 3 (> 0		-													
原動機付自転車等標識き損(亡失)届																
所	有 者	住	所													
納税義務者 氏 名																
標	識	番	号	総社市						き損 (亡失)	年月日		2	年	月	日
	種	別			原 動	機	寸 自	転	車		小	型 朱	身 歿	ト 自	動	車
原動機付自転車 総型 型プレート		נים		1種(一般)	1種(特定	三) 2 利	重乙	2 種	甲	ミニカー	農	耕	甲	そ	の	他
機付け	車		名				名		称							
自て	総排	気	量			cc	車・	台 番	号							
転り	型		式				型式	認定番	号							
等	プレート	亡失等の	事由	亡失	立難 き損	その他	ī ()				
	亡失等	い 状	沈況													

種別・プレート亡失等の事由欄は、該当の所を○で囲むこと。

上記のとおり標識をき損(亡失)したのでお届けします。

なお、上記標識が発見された場合は責任をもって返却します。

年 月 日

総社市長様

届出人 住 所 氏 名